

特別回報

組合員各位

保険契約規程一部改定のご案内

2020 年 12 月 2 日付特別回報第 20-016 号「第 605 回理事会結果のご報告」にて概要をお知らせいたしましたとおり、保険契約規程の一部を改定し、2021 年 2 月 20 日（2021 保険年度）から実施することといたしましたので、改めて下記のとおりご案内申し上げます。また、特約および特別条項の一部改定につきましても併せてご案内申し上げます。改定文言の詳細につきましては、添付の新旧対照表をご参照ください。

記

1. 保険契約規程の一部改定

第 20 条（船客に関する責任及び費用）第 4 項変更

現行規定では「保障契約」＝「ブルーカード」としておりますが、「保障契約」とは船舶油濁等損害賠償保障法において船舶所有者の油濁損害賠償責任をてん補する保険契約または賠償義務の履行を担保する契約を意味し、当該保険契約の付保を証明する書類である「ブルーカード」とは異なります。用語を整理し、意味を明確にしました。

第 24 条（財物等に関する責任及び費用）第 1～4 号変更

財物等の滅失損壊そのものに加え、その結果生じる不稼働損失等の消極的損害も含むことを明確にする趣旨で文言を整理しました。

第 28 条（防疫に関する費用）変更

てん補事由として、加入船舶上での伝染病の発生を直接の原因とすること、また加入船舶に加え「加入船舶上」の積荷若しくは船員等の消毒および検疫に要した費用がてん補対象となる旨明確にするものです。契約で定める寄港地以外の港への寄港については、てん補除外事由の判断基準となる予見可能性について文言を整理しました。

第 31 条（過怠金）第 1～5 項変更

密輸の過怠金を保険でカバーすることは、一部の政府当局からは、罰則の意図した効果を損なうとみなされるおそれがあり、また、このような事案に保険を提供し続けることは、国際 P&I グループ (IG) にとって財務的・風評的な影響を及ぼす可能性があるため、IG 内で P&I クラブの持続可能性の目標と矛盾するという懸念が表明されました。

このため、IG のプール協定の改定に沿って、現行規定を改定し、2021 保険年度以降は、密輸またはその試みから生じる過怠金による損失や損害についてはてん補対象から除外されることになりました。これに伴い、本条第 3～5 号の番号も変更しました。

第 34 条 (免責金額) 第 2 項変更

現行規定では、責任制限額が適用される場合には免責金額を控除しませんが、免責金額を控除しない合理的理由はないためこれを改めました。

第 35 条 (一般除外規定) 第 1 項第 6 号

救助作業には船骸のみならず、貨物等の撤去作業も含まれる旨趣旨を明確にしました。

第 35 条 (一般除外規定) 第 2 項変更

第 20 条第 4 項と同様の文言の整理をしました。

第 41 条 (保険金の回収) 変更

第 20 条第 4 項と同様の文言の整理をしました。

2. 特約及び特別条項の一部改定

特約Ⅳ. 救助者の油濁責任に関する特約 第 2 条 (てん補の範囲) 第 3 号変更

保険契約規程第 31 条第 1～5 項の変更に合わせて整備しました。

特Ⅴ. 運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約(FD&D) 第 3 条 (てん補事由) 第 2 項第 4 号

規程の趣旨を明確にしました。

特Ⅴ. 運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約(FD&D) 第 12 条 (保険金の回収) 新設

免責歩合の場合の回収保険金の取り扱いについて、慣例に合わせて整備しました。

特Ⅴ. 運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約(FD&D) 第 13 条 (保険契約規程との関係) 変更

第 12 条新設に伴い旧第 12 条の条番号を繰り下げました。

制裁対象航海特別条項 第 1 条第 2 号、第 2 条変更

保険契約規程第 20 条第 4 項と同様の文言の整理をしました。

海事サイバーリスク特別条項 新設*

新型コロナウイルス特別条項 新設*

*詳細については 2021 年 1 月 25 日付特別回報第 20-021 号「「海事サイバーリスク特別条項」および「新型コロナウイルス特別条項」制定のご案内」をご参照ください。

なお、2021 保険年度の保険契約規程は、本年 2 月上旬にコーポレートサイト (<https://www.piclub.or.jp/service/information#common>) に掲載予定です。

以上

添付資料：新旧対照表

保険契約規程新旧対照表

現行	改定案	改定理由等
<p>第20条（船客に関する責任及び費用）</p> <p>4 本条に規定する船客に関する責任及び費用が、「1974年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び2002年改定議定書の第4条の2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付欧州議会並びに欧州理事会規則第392/2009号」のいずれかに従い組合が発行した戦争危険を除く<u>保障契約（非戦争危険ブルーカード）</u>に基づく責任（以下「<u>非戦争危険ブルーカード上の責任</u>」という。）と重複しており、かつ、船客に関するすべての責任及び費用（非戦争危険ブルーカード上の責任を含む。）が、本条第3項に規定するてん補限度額を超えるか、又は、超える可能性がある場合、組合は次に掲げる措置をとることができる。</p> <p>イ 組合はその絶対的裁量により、非戦争危険ブルーカード上の責任の全部又は組合が決定する一部が履行されるまで、その他の船客に関する責任及び費用の全部又は一部の支払いを延期することができる。</p> <p>ロ 非戦争危険ブルーカード上の責任に基づく組合の支払い額が本条第3項に規定するてん補限度額を超える場合、その超過部分の支払いは貸金形式により行われる。その場合、組合員は当該超過部分を組合に弁済する責任を負う。</p>	<p>第20条（船客に関する責任及び費用）</p> <p>4 本条に規定する船客に関する責任及び費用が、「1974年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び2002年改定議定書の第4条の2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付欧州議会並びに欧州理事会規則第392/2009号」のいずれかに従い組合が発行した戦争危険を除く<u>責任を担保する保険が手配されていることを証する書面（以下「非戦争危険ブルーカード」という。）</u>に基づく責任と重複しており、かつ、船客に関するすべての責任及び費用（非戦争危険ブルーカード上の責任を含む。）が、本条第3項に規定するてん補限度額を超えるか、又は、超える可能性がある場合、組合は次に掲げる措置をとることができる。</p> <p>イ 組合はその絶対的裁量により、非戦争危険ブルーカード上の責任の全部又は組合が決定する一部が履行されるまで、その他の船客に関する責任及び費用の全部又は一部の支払いを延期することができる。</p> <p>ロ 非戦争危険ブルーカード上の責任に基づく組合の支払い額が本条第3項に規定するてん補限度額を超える場合、その超過部分の支払いは貸金形式により行われる。その場合、組合員は当該超過部分を組合に弁済する責任を負う。</p>	<p>用語を整理するもの。</p>

<p>第24条（財物等に関する責任及び費用）</p> <p>組合は、加入船舶の接触等により財物等（<u>権利の侵害を含む。以下同じ。</u>）に生じた損害に関し組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。なお、第1号から第3号に掲げる責任及び費用のうち、組合員自身の財物等に生じた損害で他の保険により回収できないものは、これを第三者に属するものとみなしててん補する。</p> <p>（1）（港湾設備等に生じた損害に関する責任）</p> <p>加入船舶の接触により、栈橋、岸壁、ブイ、ビーコン及びケーブル等の港湾設備その他の建造物、定着物、可動物、海産物若しくはその上にある物又はその他財物等に<u>つき</u>生じた損害に関する責任。ただし、当該加入船舶又は他船に<u>つき</u>生じた損害及びそれらの船舶上にある積荷又は財物に<u>つき</u>生じた損害に関する責任を除く。</p> <p>（2）（接触及び衝突以外の原因により第三者の船舶、積荷及び財物に生じた損害に関する責任）</p> <p>加入船舶の接触及び衝突以外の原因により第三者の船舶、積荷及び財物に<u>つき</u>生じた損害に関する責任。ただし、当該加入船舶上にある積荷又は財物に<u>つき</u>生じた損害に関する責任を除く。</p> <p>（略）</p> <p>（4）（加入船舶上の財物に生じた損害に関する責任）</p> <p>加入船舶上の燃料油その他財物に生じた損害に関する責任で組合がそのてん補を認めたもの。ただし、次に掲げるものに生じた損害を除く。</p> <p>（略）</p>	<p>第24条（財物等に関する責任及び費用）</p> <p>組合は、加入船舶の接触等により財物等に生じた損害（<u>権利の侵害により生じた損害を含む。以下同じ。</u>）に関し組合員が負う次に掲げる責任及び費用をてん補する。なお、第1号から第3号に掲げる責任及び費用のうち、組合員自身の財物等に生じた損害で他の保険により回収できないものは、これを第三者に属するものとみなしててん補する。</p> <p>（1）（港湾設備等に生じた損害に関する責任）</p> <p>加入船舶の接触により、栈橋、岸壁、ブイ、ビーコン及びケーブル等の港湾設備その他の建造物、定着物、可動物、海産物若しくはその上にある物又はその他財物等に生じた損害に関する責任。ただし、当該加入船舶又は他船に生じた損害及びそれらの船舶上にある積荷又は財物<u>等</u>に生じた損害に関する責任を除く。</p> <p>（2）（接触及び衝突以外の原因により第三者の船舶、積荷及び財物<u>等</u>に生じた損害に関する責任）</p> <p>加入船舶の接触及び衝突以外の原因により第三者の船舶、積荷及び財物<u>等</u>に生じた損害に関する責任。ただし、当該加入船舶上にある積荷又は財物<u>等</u>に生じた損害に関する責任を除く。</p> <p>（略）</p> <p>（4）（加入船舶上の財物<u>等</u>に生じた損害に関する責任）</p> <p>加入船舶上の燃料油その他財物<u>等</u>に生じた損害に関する責任で組合がそのてん補を認めたもの。ただし、次に掲げるものに生じた損害を除く。</p> <p>（略）</p>	<p>文言を調整するもの。</p> <p>趣旨を明確にするもの。</p> <p>趣旨を明確にするもの。</p> <p>趣旨を明確にするもの。</p>
--	---	--

<p>第28条（防疫に関する費用） 組合は、<u>伝染病の発生により</u>、組合員が加入船舶、<u>その積荷又は船員等</u>の消毒及び検疫のために要した余分の費用をてん補する。ただし、加入船舶が航海に関する契約で定める寄港地以外の港若しくは地に寄港した場合に、その港若しくは地では検疫が必要であることを<u>予見し</u>、又は<u>予見できた</u>場合を除く。</p>	<p>第28条（防疫に関する費用） 組合は、<u>加入船舶上での伝染病の発生を直接の原因として</u>、組合員が加入船舶<u>又は加入船舶上の積荷若しくは船員等</u>の消毒及び検疫のために要した余分の費用をてん補する。ただし、加入船舶が航海に関する契約で定める寄港地以外の港若しくは地に寄港した場合に、その港若しくは地で検疫が必要であることが<u>予め知られているか</u>、又は<u>通常であれば事前に予測できると考えられる</u>場合を除く。</p>	<p>てん補範囲を明確にするため。</p>
<p>第31条（過怠金） 1 組合は、出入国管理官、厚生官その他の官憲並びに税関その他の政府又は公の機関により加入船舶に関して組合員に対して<u>課</u>せられた次に掲げる違反に対する過怠金をてん補する。また、組合は船員又は組合員の使用人若しくは代理人に対して<u>課</u>せられた同様の過怠金について組合員が法律上負担する義務を負う場合、又は負担することが相当であると組合が認めた場合はこれをてん補する。</p> <p>(1) 積荷の過少又は過剰荷渡し並びに申告又は記録に関する規則の違反。ただし、第29条（積荷に関する責任及び費用）に定める責任等に関する保険契約を締結している場合に限るものとし、同条第2項の規定を適用する。</p> <p><u>(2) 船長、船員等による密輸に関する規則の違反</u></p> <p><u>(3) 出入国管理に関する規則の違反</u></p> <p><u>(4) 油又は汚濁物質の流出又は排出による汚濁に関する規則の違反のうち、意図されたものではない偶発的な流出又は排出によるもの。ただし、第25条（汚濁に関する責任及び費用）の下でてん補される金額と合わせ同条第2項の限度額を適用する。</u></p> <p><u>(5) 前各号以外の規則の違反で組合が認めたもの。この場合、組合員は過怠金が生ずるに至った事態を回避するため、合理的と思われるすべての手段を尽くしたことを証明しなければならない。また、そのてん補にあたっては組合が適当と認める額を限度とする。</u></p>	<p>第31条（過怠金） 1 組合は、出入国管理官、厚生官その他の官憲並びに税関その他の政府又は公の機関により加入船舶に関して組合員に対して<u>科</u>せられた次に掲げる違反に対する過怠金をてん補する。また、組合は船員又は組合員の使用人若しくは代理人に対して<u>科</u>せられた同様の過怠金について組合員が法律上負担する義務を負う場合、又は負担することが相当であると組合が認めた場合はこれをてん補する。</p> <p>(1) 積荷の過少又は過剰荷渡し並びに申告又は記録に関する規則の違反（<u>物品若しくは貨物の密輸又はその試みから生じる過怠金を除く</u>）。ただし、第29条（積荷に関する責任及び費用）に定める責任等に関する保険契約を締結している場合に限るものとし、同条第2項の規定を適用する。</p> <p><u>(2) 削除</u></p> <p><u>現行の(3)～(5)を、(2)～(4)へとそれぞれ繰り上げる。</u></p>	<p>文言の整理を行うもの（<u>課</u>せられた→<u>科</u>せられた）。</p> <p>また、プール協定の改定案に合わせて保険契約規程の条文の文言の整合性をとるもの。</p>

<p>第34条（免責金額）</p> <p>1 組合は、保険金の支払いに際し、損害賠償金及び費用から事前に組合員と合意した金額を控除する。</p> <p>2 前項の規定は、第32条（責任防衛等のための費用）第1号及び第37条（てん補責任の制限）（責任制限額が適用される場合に限る。）の規定に基づき組合が保険金を支払う場合には適用しない。ただし、あらかじめ組合と別段の合意をした場合はこの限りではない。</p>	<p>第34条（免責金額）</p> <p>1 組合は、保険金の支払いに際し、損害賠償金及び費用から事前に組合員と合意した金額を控除する。</p> <p>2 前項の規定は、第32条（責任防衛等のための費用）第1号の規定に基づき組合が保険金を支払う場合には適用しない。ただし、あらかじめ組合と別段の合意をした場合はこの限りではない。</p>	<p>かつて免責は歩合制であり、制限手続の供託金にも利息が付されるため、免責金額を確定させるのが困難であり、煩瑣な事務手続を無くするという趣旨で設けられた規定。現在は定額免責を採用しており、煩瑣な事務手続を無くすという制定の趣旨が存在しないため改訂するもの。</p>
<p>第35条（一般除外規定）</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p>（略）</p> <p>(6) 加入船舶又は組合員による救助作業（船骸撤去作業を含む。）によって生じた損害及び費用。ただし、人命救助を行う場合並びに救助船の救助作業中の責任に関する特約及び救助者の油濁責任に関する特約を締結した場合を除く。</p> <p>（略）</p> <p>2 組合は、本条第1項第2号及び第3号に規定する戦争危険及び原子力危険に関する損害及び費用の除外規定にかかわらず、組合員のために発行又は提供した次の保障契約（ブルーカード）又は保証等に基づき生じる責任又は費用を組合員を代理して支払う。</p> <p>(1) 米国公法第 89-777 号第 2 条（Section 2 of US Public Law 89-777）に従って組合が連邦海事委員会（FMC）に対して提供した保証</p> <p>(2) 1969 年又は 1992 年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC 条約）」第 7 条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）</p> <p>(3) 小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）に従って組合が 1992 年国際油濁補償基金に対して提供した保証</p> <p>(4) 2001 年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」の第 7 条に従って組合が発行した保障契約（ブルーカード）</p> <p>(5) 「1974 年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び 2002 年改定議定書の第 4 条の 2」、又</p>	<p>第35条（一般除外規定）</p> <p>1 組合は、次に掲げる損害及び費用をてん補しない。</p> <p>（略）</p> <p>(6) 加入船舶又は組合員による救助作業（船骸の撤去、その他これらの類似の作業を含む。）によって生じた損害及び費用。ただし、人命救助を行う場合並びに救助船の救助作業中の責任に関する特約及び救助者の油濁責任に関する特約を締結した場合を除く。</p> <p>（略）</p> <p>2 組合は、本条第1項第2号及び第3号に規定する戦争危険及び原子力危険に関する損害及び費用の除外規定にかかわらず、組合員のために発行又は提供した次のブルーカード（各条約が定める責任を担保する保険が手配されていることを証する書面。書面によらず保険契約承諾証によってこれを証する場合も含む。）又は保証等に基づき生じる責任又は費用を組合員を代理して支払う。</p> <p>(1) 米国公法第 89-777 号第 2 条（Section 2 of US Public Law 89-777）に従って組合が連邦海事委員会（FMC）に対して提供した保証</p> <p>(2) 1969 年又は 1992 年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC 条約）」第 7 条に従って組合が発行したブルーカード</p> <p>(3) 小型タンカー油濁補償協定（STOPIA）に従って組合が 1992 年国際油濁補償基金に対して提供した保証</p> <p>(4) 2001 年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」の第 7 条に従って組合が発行したブルーカード</p> <p>(5) 「1974 年の旅客及びその手荷物</p>	<p>趣旨を明確にするもの。</p> <p>用語を整理し、内航船の改正油賠法への対応につき追記するもの。</p>

<p>は「事故に際しての船客運送人の責任に関する 2009 年 4 月 23 日付欧州議会並びに欧州理事会規則第 392/2009 号」のいずれかに従い組合が発行した戦争危険を除く<u>保障契約（非戦争危険ブルーカード）</u></p> <p>(6) 2007 年の「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（船骸撤去条約）」第 1 2 条に従って組合が発行した<u>保障契約（ブルーカード）</u></p> <p>(7) 2006 年の海上の労働に関する条約（MLC 条約）第 2.5 規則 A2.5 基準及び第 4.2 規則 A4.2 基準 1 (b) に従って組合が提供した保証</p> <p>ただし、以下を条件とする。</p> <p>i) 組合員は、上記の<u>保障契約（ブルーカード）</u>又は保証等に基づく責任又は費用の支払のうち、組合員が標準的なP&I戦争危険カバーを付保していれば当該保険カバーにより回収可能であったものは、その額を限度として組合に弁済する。</p> <p>ii) 組合員は次のとおり合意する。</p> <p>(a) 組合による上記の<u>保障契約（ブルーカード）</u>又は保証等に基づく責任又は費用の支払は、貸金形式により行われる。ただし、組合員が他の保険契約又は組合との別途の合意に基づき提供される追加保険カバーによって回収可能な額をその対象とする。</p> <p>(b) 組合員は、組合が実行可能と判断する範囲及び条件で、他の保険契約の下で有する権利及び第三者に対する権利を全て組合に譲渡する。</p>	<p>の海上輸送に関するアテネ条約及び 2002 年改定議定書の第 4 条の 2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する 2009 年 4 月 23 日付欧州議会並びに欧州理事会規則第 392/2009 号」のいずれかに従い組合が発行した戦争危険を除く<u>非戦争危険ブルーカード</u></p> <p>(6) 2007 年の「海難残骸物の除去に関するナイロビ国際条約（船骸撤去条約）」第 1 2 条に従って組合が発行した<u>ブルーカード</u></p> <p>(7) 2006 年の海上の労働に関する条約（MLC 条約）第 2.5 規則 A2.5 基準及び第 4.2 規則 A4.2 基準 1 (b) に従って組合が提供した保証</p> <p>ただし、以下を条件とする。</p> <p>i) 組合員は、上記の<u>ブルーカード</u>又は保証等に基づく責任又は費用の支払のうち、組合員が標準的な P&I 戦争危険カバーを付保していれば当該保険カバーにより回収可能であったものは、その額を限度として組合に弁済する。</p> <p>ii) 組合員は次のとおり合意する。</p> <p>(a) 組合による上記の<u>ブルーカード</u>又は保証等に基づく責任又は費用の支払は、貸金形式により行われる。ただし、組合員が他の保険契約又は組合との別途の合意に基づき提供される追加保険カバーによって回収可能な額をその対象とする。</p> <p>(b) 組合員は、組合が実行可能と判断する範囲及び条件で、他の保険契約の下で有する権利及び第三者に対する権利を全て組合に譲渡する。</p>	
<p>第 4 1 条（事故処理に関する組合の権限）</p> <p>1 組合は、前条に規定する事項に関し、正当な理由がある場合には、次の措置をとることができる。ただし、いずれの措置が講じられた場合でも定款に定める組合の権利を放棄するものではない。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 組合が必要と認めた場合に限り、組合員のために保証を提供すること。ただし、その提供の条件は組合が任意に認めるものとする。なお、組合は、いかなる場合でも保証の義務を負うものではなく、また、保証を提供することによって、その事故</p>	<p>第 4 1 条（事故処理に関する組合の権限）</p> <p>1 組合は、前条に規定する事項に関し、正当な理由がある場合には、次の措置をとることができる。ただし、いずれの措置が講じられた場合でも定款に定める組合の権利を放棄するものではない。</p> <p>（略）</p> <p>(3) 組合が必要と認めた場合に限り、組合員のために保証を提供すること。ただし、その提供の条件は組合が任意に認めるものとする。なお、組合は、いかなる場合でも保証の義務を負うものではなく、また、保証を提供することによって、その事故</p>	<p>用語を整理するもの（参照：第 20 条、第 35 条）</p>

<p>について組合のてん補責任を認めたこととはならない。組合員は、組合が発行又は提供した<u>保障契約（ブルーカード）</u>又は何らかの保証等に基づいて、組合が組合員を代理して支払った金額のうち、組合によるてん補の対象にならない金額については、組合からの要求があり次第ただちに組合に弁済する。</p>	<p>について組合のてん補責任を認めたこととはならない。組合員は、組合が発行又は提供した<u>ブルーカード</u>又は何らかの保証等に基づいて、組合が組合員を代理して支払った金額のうち、組合によるてん補の対象にならない金額については、組合からの要求があり次第ただちに組合に弁済する。</p>	
---	---	--

新旧対照表(特約)

現行	改定案	改定理由等
<p>IV. 救助者の油濁責任に関する特約第2条（てん補の範囲） 組合は、組合員が船舶の救助を行う場合において、その作業によって発生した油濁損害により生じた責任及び費用につき組合員が責任を負担した場合、次に掲げるものをてん補する。ただし、組合が救助契約が適当でないとき、てん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。 （略） (3) 保険契約規程第31条（過怠金）第1項第5号の規定による過怠金</p>	<p>IV. 救助者の油濁責任に関する特約第2条（てん補の範囲） 組合は、組合員が船舶の救助を行う場合において、その作業によって発生した油濁損害により生じた責任及び費用につき組合員が責任を負担した場合、次に掲げるものをてん補する。ただし、組合が救助契約が適当でないとき、てん補を拒否し、又はてん補額を減額することができる。 （略） (3) 保険契約規程第31条（過怠金）第1項第4号の規定による過怠金</p>	<p>保険契約規程第31条第1項第5号→4号への繰り上げに合わせて整備するもの。</p>
<p>V. 運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約（FD&D）第3条（てん補事由） 2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に定める紛争等又は手続に関して生じた費用及び損失はてん補しない。 (4) 保険契約規程第2章「てん補の範囲」に規定されている損害及び費用に関するもの</p>	<p>V. 運賃、滞船料等に関する紛争処理費用及び損失担保特約（FD&D）第3条（てん補事由） 2 組合は、前項の定めにかかわらず、次に定める紛争等又は手続に関して生じた費用及び損失はてん補しない。 (4) 保険契約規程第2章「てん補の範囲」<u>でてん補対象となる</u>損害及び費用に関するもの</p>	<p>趣旨を明確にするもの。</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第12条（保険金の回収）</u> <u>1 組合が第2条に基づいててん補した費用及び損失の全部又は一部を第三者から回収した場合には、組合がてん補した金額を上限としててん補金に充当する。ただし、回収金がてん補金額を超える場合、組合員に返戻する。なお、免責金額が保険契約承諾証記載の免責歩合による場合には、歩合に基づいて充当する。</u> <u>2 組合員が第三者から回収した場合</u></p>	<p>実務上合意されてきた慣例に合わせて規定を整備するもの。</p>

	<u>においても前項と同一に取り扱うものとし、組合員は充当されたてん補額に相当する回収金を組合に支払うものとする。</u>	
<u>第12条</u> （保険契約規程との関係） （略）	<u>第13条</u> （保険契約規程との関係） （略）	第12条（保険金の回収）新設による、旧第12条（保険契約規程との関係）の条番号繰り下げ。

新旧対照表(特別条項)

現行	改定案	改定理由等
<p>制裁対象航海特別条項 第1条 組合が手配する再保険契約（国際P&Iグループのプール協定、同グループが手配する再保険契約、その他組合が独自に手配する再保険契約を含む）の再保険者に対して、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより、組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海から発生した 事故に関する全ての損害及び費用は、組合員が下記の条項に従うことを条件に保険契約規程の条項に基づきてん補される。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 組合員は、次に掲げる事項を約する確約書を組合に提出すること。</p> <p>（略）</p> <p>ニ 組合が発行又は提供した<u>保障契約（ブルーカード）</u>又はその他何らかの保証等に基づいて、組合が組合員の保証人として又は組合員のために支払った金額のうち、保険契約規程に従い組合によるてん補の対象とならない金額については、組合からの要求があり次第ただちに組合に支払うこと。</p>	<p>制裁対象航海特別条項 第1条 組合が手配する再保険契約（国際P&Iグループのプール協定、同グループが手配する再保険契約、その他組合が独自に手配する再保険契約を含む）の再保険者に対して、各国の法令、施行令等に基づき、監督官庁その他の政府又は公の機関による制裁、禁止、制限等の措置が課されることにより、組合の保険てん補に影響が生じる、又はそのおそれがある航海から発生した 事故に関する全ての損害及び費用は、組合員が下記の条項に従うことを条件に保険契約規程の条項に基づきてん補される。</p> <p>（略）</p> <p>(2) 組合員は、次に掲げる事項を約する確約書を組合に提出すること。</p> <p>（略）</p> <p>ニ 組合が発行又は提供した<u>ブルーカード</u>又はその他何らかの保証等に基づいて、組合が組合員の保証人として又は組合員のために支払った金額のうち、保険契約規程に従い組合によるてん補の対象とならない金額については、組合からの要求があり次第ただちに組合に支払うこと。</p>	<p>用語を整理するもの（参照：保険契約規程第20条、35条、41条）</p>

<p>第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる<u>保障契約（ブルーカード）</u>を取り下げることができる。</p> <p>(1) 1969年又は1992年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC条約）」第7条に従って組合が発行した<u>保障契約（ブルーカード）</u></p> <p>(2) 2001年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」第7条に従って組合が発行した<u>保障契約（ブルーカード）</u></p> <p>(3) 「1974年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び2002年改定議定書の第4条の2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付欧州議会並びに欧州理事会規則第392/2009号」のいずれかに従って組合が発行した<u>戦争危険を除く保障契約（非戦争危険ブルーカード）</u></p> <p>(4) 2007年の「難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」第12条に従って組合が発行した<u>保障契約（ブルーカード）</u></p>	<p>第2条 組合員が前条に規定する事前申告もしくは確約書の提出を怠ったときは、組合は次に掲げる<u>ブルーカード</u>を取り下げることができる。</p> <p>(1) 1969年又は1992年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（CLC条約）」第7条に従って組合が発行した<u>ブルーカード</u></p> <p>(2) 2001年の「燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（バンカー条約）」第7条に従って組合が発行した<u>ブルーカード</u></p> <p>(3) 「1974年の旅客及びその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約及び2002年改定議定書の第4条の2」、又は「事故に際しての船客運送人の責任に関する2009年4月23日付欧州議会並びに欧州理事会規則第392/2009号」のいずれかに従って組合が発行した<u>非戦争危険ブルーカード</u></p> <p>(4) 2007年の「難破物の除去に関するナイロビ国際条約（難破物除去ナイロビ条約）」第12条に従って組合が発行した<u>ブルーカード</u></p>	<p>用語を整理するもの(参照:保険契約規程第20条、35条、41条)</p>
--	---	---

<p>(新設)</p>	<p>海事サイバーリスク特別条項 第1条 組合は、コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、悪質なコード、コンピュータウイルス、又はコンピュータプロセスその他電子システムが危害を加える手段として使用又は操作されたことによって直接又は間接を問わず生じた損失、損害、責任及び費用をてん補しない。ただし、本特別条項第3条に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>第2条 コンピュータ、コンピュータシステム、コンピュータソフトウェアプログラム、又はコンピュータプロセスその他電子システムが危害を加える手段として使用又は操作された場合でなければ、それらの使用又は操作によって生じた損失、損害、責任及び費用は、組合のてん補除外の事由とはならない。ただし、本特別条項が付帯された保険契約の条件、制限又は除外規定に該当する場合は、この限りではない。</p> <p>第3条 本特別条項が、戦争、内戦、革命、反逆、反乱若しくはこれらによって生じた国内紛争、交戦国による若しくは交戦国に対する敵対行為、テロリズム又は政治的な動機に基づいて行動する者によって生じた損失、損害、責任及び費用をてん補の対象とする保険契約に付帯される場合には、本特別条項第1条は、兵器やミサイルの発射・誘導・点火装置におけるコンピュータ、コンピュータシステム、又はコンピュータソフトウェアプログラムその他電子システムの使用によって生じた損失、損害、責任及び費用に対しては、適用されない。</p>	<p>2021年1月25日付特別 回報第20-021号「海事 サイバーリスク特別条 項」および「新型コロナ ウイルス特別条項」制定 のご案内」ご参照。</p>
-------------	--	--

<p>(新設)</p>	<p>新型コロナウイルス特別条項 第1条 組合は、次に掲げる損失、損害、責任及び費用をてん補しない。 1 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）又は新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）若しくはその変異種若しくは変異株（以下、COVID-19、SARS-CoV-2及び変異種若しくは変異株を総称して「新型コロナウイルス等」という）の伝染若しくは伝染の疑い又は新型コロナウイルス等のおそれから直接生じた損失、損害、責任及び費用 2 新型コロナウイルス等の確認、洗浄、無害化、除去、検査又は経過観察をするための責任及び費用 3 新型コロナウイルス等又はそのおそれにより生じた収益の損失、用船料の損失、事業中断、市場喪失、遅延、間接的な経済的損失その他これに準ずる損失から生じた責任、損失及び費用 第2条 本特別条項が付帯された保険契約のその他の条項の全部又は一部が本特別条項に抵触するときは、本特別条項が優先して適用される。</p>	<p>2021年1月25日付特別 回報第20-021号「海事 サイバーリスク特別条 項」および「新型コロナ ウイルス特別条項」制定 のご案内」ご参照。</p>
-------------	--	--